

朝師御書見聞の一考察

—安国論私抄について(一)—

中 條 暁 秀

(一) はじめに

行学日朝(一四二二—一五〇〇)は四十一歳の寛正三(一四六二)年身延山十一世の法灯を継承し、境内及び伽藍の大整備を行う傍、祖書の蒐集謄写とその注釈事業等に全精魂を傾け、約六十部七百五十余巻という龐大な著作を遺し、延山中興と仰がれている。

周知のように、『朝師御書見聞』は『朝師見聞』・『朝抄』・『御書見聞』などと古来から呼ばれ、宗祖の遺文に注釈を施したもので、その部立ては「安国論私抄」(五巻)・「開目抄私見聞」(四巻)・「本尊抄私記・見聞」(八巻)を軸として、現在二十六篇四十四巻が存し、『日蓮宗々学全書』においては、二十三篇四十巻が収録されている。ただし、当初の篇巻数は明らかではない。しかし、このような大部に亘る遺文の注釈書として登場してきたものは、この『朝師御書見聞』を以て嚆矢とするというべきであろう。以下『宗全』にしたがって整理すると、身延山所蔵に係る正本が二十八、写本が三、他は藻原寺・越後蓮昌寺・立正大学図書館等々に正・写本が散在し、その大半の執筆は文明八(一四七六)年から十三(一四八一)年の間で、一部例外はあるものの、執筆場所は身延山行学院において

朝師御書見聞の一考察(中條)

であると見て差し支えない。

そして、『朝師御書見聞』述作の意趣は、(1)身延山を布教興学の中心地たらしめようと念願された。(2)それぞれの著述の奥書に明記されるように、「広宣流布」であり、「師父母」等の追善及び法界群生の利益である。つまり日朝は著述・解説することによって、報恩に擬されたものと思われるのである。このことは日朝の著作の凡てに共通することであると言うまでもない。加えて、文明十三年は宗祖の正当二百遠忌という一つの大きな節目に、祖山の貫首として値遇するがゆえの報謝の発露であったことであろう。

ところで、拙稿は文明十（一四七八）年十月中旬起稿、翌十一年二月脱稿になり、身延山久遠寺に蔵され、第一・第二・第三・第五の四巻は日朝の直筆本が、第四は円教日意の写本がそれぞれ存する『御書見聞』所収の「安国論私抄」について、少しく思うところを述べるものである。

なお既に、

(a)日朝は充分に吟味された経論釈等を援引して注釈を施しており、かつまた、その資料の豊富さには驚嘆させられる。

(b)日朝は『立正安国論』広本を建治の再治本と称し、当時流布していた略本草稿本説に疑問を抱いていた。

(c)日朝は「或記」として、「念仏者追放宣旨」九篇を掲げているが、その配列・省略の仕方から見て、『金綱集』がその出典と思われる。

の考察を本誌第五十五号において試みたので、今は(1)法然の念仏義について、(2)善神捨国について、(3)社参問題について、の三点について吟味しようとするものである。

(一) 安国論私抄の検討

——法然の念仏義について——

『立正安国論』の破邪の対象が念仏にあることは周知の通りであるが、その破邪の理由は大きく言って、次の三点に集約されよう。

(1) 当時の日本全土を風靡する大流行の信仰は法然浄土宗であると、宗祖の眼には映じていたこと。⁽²⁾

(2) 宗祖の信仰の出発点たる天台宗の既成仏教に対して、法然浄土宗は新興仏教であり、伝統ある天台念仏とも異なつた新義を布教していたこと。⁽³⁾

(3) 浄土宗は朝廷及び幕府から追放・禁止された、未公認の宗教であつたこと。⁽⁴⁾

これら三点の理由によって、宗祖は「念仏破」を展開していったものと思われる。⁽⁵⁾

そして、日朝もほぼ宗祖と同様の見解を踏まえ、安国論に注釈を施している。以下理由三点に添いながら、日朝の意見を探るものとする。

まず理由(1)に該当するものは、例えば「安国論私抄」第三へ「悲哉数十年之間等事」の項に、「私云法然……四十二初黒谷出吉水住、自爾以来偏興念仏、見ヘタリ、……法然盛弘浄土門、以来、多人仏教迷惑捨実就權」とあるによって、また、理由(3)には、「私抄」第四の「念仏者追放事」の項に、「追放宣言」九篇が掲げられているのを見ても明瞭であらう。⁽⁷⁾

そして、最も問題となるものが理由(2)である。すなわち、日朝の法然観は「私抄」第三の「八段下」の十八の項目に⁽⁸⁾

亘つて述べられてゐる。今その代表的なものを示せば、例えば「准之思之事」の項に、「私云此一段職、安楽集、文、法然、私評判下、……准之思之者、法然、愚慮也、……道綽、所立法華真言、イタハテ直不レ入、聖道門、歟、然、法然、彼、道綽、釈得、潤色、法華真言、屬、聖道門、對、淨土門、捨、之、ベ、キ様、書、ト見、タリ、依、之、元祖、十六段、無量、謗法、言說、只、此、准、之、思、之、四、字、為、三、根、源、之、由、被、レ、仰、」と述べられるのである。つまり日朝は、道綽等の浄土三師が法華真言を捨閉闕抛の対象から除外したにもかかわらず、法然は「准之思之」として、法華真言をも難・聖・雜の中に含めて判じたところに謗法の根源ありと論じ、宗祖に依拠した遺文注釈態度であることを知るのである。¹⁰⁾

加えて、日朝の念仏破の決定打ともいうべきものは、〈就之見之引曇鸞道綽善導之謬釈等事〉中に『選択集』の冒頭に援引される道綽の『安楽集』の吟味をめぐつての問答往復中に見られる。すなわち、「安楽集上云……是故大集月藏經云我末法時中億億衆生、起行修道未有一人得者、当今末法是五濁惡世、唯有淨土一門可通入一路也」と、『安楽集』が『大集經（月藏分）』の文を援引するのに対し、日朝はかかる經文を吟味して、「大集月藏經今、文無レ之、憶說也」と、断を下すことによって明瞭であらう。現に『大正新脩大藏經』を繙く時、かかる一文は見当らない。¹³⁾

ところで、周知のように法然浄土教では「厭離穢土欣求淨土」が基本的教理である。したがって、浄土教批判を展開され、「立正安国」を主張する宗祖にとって、この娑婆復権の課題を法華經に基づいて解決することが、重要な使命であったはずである。とすると、日朝が「安国論私抄」を著すに当って、かかる件が一つの大きなテーマでなければならぬのに、「私抄」を検討した範囲内においては、何らの言及も見られない。¹⁴⁾

——善神捨国について——

日朝は「安国論私抄」第五〈神聖去辞災難並起等事〉中に、「私云此御書」（『立正安国論』のこと）始終此義、善

神捨国のこと)成シ玉ヘリ、能レ可レ得レ心事也⁽¹⁶⁾とあるによつて、善神捨国の義の重視が窺える。通常、善神捨国をいう場合、『立正安国論』の「世皆背レ正人悉歸レ惡。故善神捨レ国而相去聖人辭レ所而不レ還。」・「夫四経、文朗。万人誰疑。而首替之聳迷惑之人。妄信ニ邪說、不レ弁ニ正教。故天下世上於ニ諸仏衆經ニ生捨離之心、無ニ擁護之志。仍善神聖人捨レ国去レ所。是以惡鬼外道成レ災致レ難矣。」の文が、基調となつてゐることは周知の通りである。したがつて、日朝の善神捨国観も、例えば(災難之起事)中に、「法然房等邪師世出執權謗実、失犯故、仏教雖レ有レ之法味、失了、依レ之、仏神失レ威、不レ加ニ擁護、故災難競起者也」と述べ、宗祖の説に準拠し、かつ、かなりの紙面を割いて注釈を施してゐることを知るのである。

そして、日朝は前述の(神聖去辭災難並起等事)中に、「日域神国也、殊更神慮、可レ得レ心也、抑就レ神幾、不同有レ之耶、……一法性神ニ有覚神三邪横神」と、神に三品の差別のあることを述べて、それぞれの神の性質と、去來の義とを説述するのであるが、紙巾の都合で今は差し控える。なおかかる法性・有覚・邪横の三種神については、『日蓮宗事典』が「修法」部門に掲げ、身延山に蔵される宝聚日伝の『神道口伝』にも往見され、永正年間に円明日澄によつて著わされたといわれる『法華神道秘訣』にも論じられてゐるところである。ということは、もうこの時代には法華神道が確固たる地位を得たという一つの証左でもあろうか。

ところで、宗祖が善神捨国をいう場合、捨国という一面性のみの主張ではなく、『法門可申抄』・『諫曉八幡抄』等々を援引して、擁護面を力説されることは周知の通りである。日朝もまたかかる説に立脚して、例えば(日本諸神以ニ法華、為ニ本意ニ玉フ事)の冒頭に、「私云此御書、(『立正安国論』のこと)大綱ハ日本諸仏諸神崇、云ヘドモ、當時誹謗法華、失畏テ捨レ国、玉ヘリ、若天下一同帰ニ法華ニ諸神等還住ニ此国、擁護玉フナラバ、国家安全ナルベシト云御事也」

と述べるを見ても、擁護来下の主張が看取出来るのである。

——社参問題について——

白蓮日興(一二四六〜一三三三)の身延離山は、祖滅最初の教団分裂の仕儀となったが、その引き金となったものに、波木井実長の三箇の謗法と称されるものがあり、その一つに三島社参問題がある。すなわち、弘安九・十(一二八六・一二八七)年頃身延山では民部日向(一二五三〜一三一四)の二長老が身延に住し、実長の教化指導をめぐって対立するようになり、あたかも一触即発の情勢にあった。しかるに、弘安十一年の半ば頃であろうか、実長が三島大社に参詣を企てているとの報を得た日興は、弟子の越後房を遣わして止めさせようとした。そこで実長はその当否を日向に糺した。これに対し日向は、「守護の善神此国を去と申事は安国論の一篇にて候へども、白蓮阿闍梨外典読に片方を読んで至極を不知者にて候、法華持者参詣せば、諸神も彼社壇可来会、尤可参詣」と教えた。恐らく鶴ヶ岡八幡宮の炎上事件(30)に関連して述作された、「諫暁八幡抄」の「此大菩薩は宝殿をやきて天にのぼり給とも、法華經の行者日本国に有らば其所に栖給べし(31)」との旨を以て、実長の行為を認めたものと思われる。しかし、この事件が教団分裂の大きな要因の一つであったことは周知の通りである。なお実長三箇の謗法行為については、立正大学名誉教授宮崎英修博士の『不受不施派の源流と展開』(32)に詳述されているところである。

しからば、かかる問題を一つの手懸りとして、日朝の社参問題を検討することにする。

まず日朝は、「安国論私抄」第五中に、(他宗安置)神社仏閣可参詣否事。へ日本諸神以法華為本意玉事の二項を設け、『宗全』の頁数でいえば約十頁を費やして、他寺社不参詣の義を力説するのである。しかるに、かかる義を力説するにもかかわらず、その当時、他寺社参詣を肯定する人々も存していたらしく、例えば「或抄云謗法人

參詣セン時ハ仏神不_レ御坐ニ云_レトモ、信者參詣シテ財施法施、捧ルナラバ尤可_レ有_レ納受ニ云_レ、設_レ他人安置_レ堂社也トモ可_レ參詣_レ申_レ一類有_レ之₃₄と記している。しかし、日朝はこれを強く否定して、「此義不_レ可_レ然、加様申テハ安国論等御勸文違スベシ、サレバ重重意趣有_レ之、當時通同義ハ本化門人不_レ可_レ參詣_レ申也₃₅」と示し、さらに「或余法求或諸寺諸社ニ物詣求_レ三利生_レ、併元祖御意疑_レと法華不_レ信人也₃₆」と、また、「法華道場何ナル仏何ナル神ガ漏_レ玉フベキヤ、若爾法華道場ニ安坐シナガラ、何勞シク余所_レ仏神求ムベキヤ₃₇」と、他宗寺社參詣を厳しく誡めていることを知るのである。なお日朝のかかる厳格なる姿勢を採るに至らしめた根底にあるものは、折伏主義を貫き、永亨法難を惹起した、師の一乗坊日出の折伏的訓育をも忘れてはならぬものであろう。

ところで、日朝より十五歳年長で不惜身命・強義折伏の人、久遠成日親（一四〇七〜一四八八）は実長の三島社參を問題視して、『伝灯抄』に前述の日向・日興双方の社參問題の見解の相違を提示したのち、「二百年程ノ事タル上代ノ事ト云ヒ、ゲニハ高祖御付弟ノ人数ニ入ラセ玉フ程ノ御人体ノ御事ヲ誤リアリナンドハ、且ハ恐モアリ且ハ不ニ相似ニ様ニ侍レドモ、日興聖人ノ消息ノ如ナラバ、……日向聖人ノ御法理正義ナルベシト不_レ存₃₈」と裁量しているのである。これに対して日朝は、当然かかる件を承知していたはずと思われるのであるが、如何なる理由に基づくものか、実長の社參問題について一言も触れてはいない。察するに、これは宗祖六上足の第四位に列し、同門論義第一の称があり、宗祖なきあとの日蓮教団護持に腐心し、身延二世の法灯を継承し、草創期の身延山経営に尽力した日向の立場を顧慮したからであらうと、思われるのである。

周知のように、謗法の諸宗によって祀られる神社に詣でるのは安国論の制するところであるが、氏神のように諸宗の宗々に関係のない神ならば、參詣しても差し支えないというのが『三沢抄』の義である。日朝も『三沢抄』を抄引

して氏神の參詣を認めるが、宗祖がそうであったように、日朝もまた内房の尼の行為、すなわち、(1)主君たる仏と所従たる神との秩序を乱した。(2)尼の身でありながら仏及び、法華經を本とせずして神を本とした。の二点に注視して、例えば「本地、諸仏以三法華^フ為三本意^ト見^ヘタリ、垂迹^ス諸神、本意^ト豈^{ナラ}別^レ耶^{ナリ}」と述べて、仏主神従・法華至上主義を堅持していることを知るのである。

(三) むすび

以上、極めて荒い論となつてしまつたが、べくくりとして拙論の要点を述べるならば、

(a)日朝は道緯等の浄土三師が、法華・真言を捨閉闕抛の対象から除外したにもかかわらず、法然が「准之思之」として、法華・真言をも難・聖・雜の中に合めて判じたところに謗法の根源ありとして、宗祖と同様の見解を踏んでいる。加えて、日朝の念仏破の決定打ともいうべきものは、『選択集』の冒頭に援引される『安樂集』中の大集經(月藏分)の經文を吟味して、「今、文無^レ之、憶說也」と断ずる点にある。

(b)日朝の善神捨國観は、宗祖の説に準拠して論の展開を試みている。そして、そこには法華神道の影響を看取することが出来る。

(c)日朝は他寺社不參詣の義を力説している。にもかかわらず、実長三島社參問題について、彼のなべかむり日親が問題視して、白蓮日興を是とし、民部日向を非と裁量するのに対し、日朝は何ら言及されていない。恐らく教団の護持及び、草創期の身延山經營に尽力した、日向の立場を顧慮したからであらうか。

の三点が挙げられると思うのである。

- (1) 一九～三四
- (2) 『守護国家論』(定遺八九)・『立正安国論』(定遺二一六～七)等を参照されたい。
- (3) 『守護国家論』(定遺一〇四・一一八)・『念仏無間地獄抄』(定遺三九)を参照されたい。
- (4) 『立正安国論』(定遺二一九)・『念仏無間地獄抄』(定遺三九～四二)・『善無畏三蔵抄』(定遺四六五)・『念仏者追放宣状事』(定遺二二五八～二二七二)を参照されたい。
- (5) 浅井円道氏『法然房源空と宗祖日蓮』(九九『法華文化研究』第三号所収)を参照されたい。
- (6) 宗全一五卷九五～九六
- (7) 宗全一五卷二二～二二七、拙稿「朝師御書見聞の一考察」(二九～三一『榎神』第五号所収)を参照されたい。
- (8) 宗全一五卷七五～七八
- (9) 宗全一五卷七六、なお同様の趣旨に「妄語之至悪口之科事」(宗全一五卷一〇六～一〇七)がある。
- (10) 浅井円道氏前掲著(一〇一～一〇二)を参照されたい。
- (11) 宗全一五卷八六
- (12) 宗全一五卷八六
- (13) 前掲拙稿(二七)を参照されたい。
- (14) かかる件については、後日に譲るものとする。
- (15) 宗全一五卷一六七
- (16) 定遺二〇九～二一〇
- (17) 定遺二一三
- (18) 宗全一五卷一六三
- (19) 宗全一五卷一五八～一八〇
- (20) 宗全一五卷一六七～一六八
- (21) 宗全一五卷一六八～一六九
- (22) 九一七
- (23) 『本尊論資料』(一八九～一九〇)

朝師御書見聞の一考察(中條)

朝師御書見聞の一考察(中條)

- (24) 一紙左へ三紙右、鈴木常雄氏「法華神道秘訣の著者に就いて」(二三三〜二三七『大崎学報』第八四号所収)を参照されたい。なお鈴木氏は、文中に円明日澄(一四四一〜一五一〇)没後四十八年に当たる永祿元(一五五八)年の文があることを指摘して、日澄の著とすることに疑問を抱いている。
- (25) 定遺四五五
- (26) 定遺一八四九
- (27) 官崎英修氏『日蓮宗の守護神』(八九〜九〇)・『不受不施派の源流と展開』(九六〜九七)を参照されたい。
- (28) 宗全一五卷一七七
- (29) 宗全二卷一七一
- (30) 『史料綜覧』(二五三)に「弘安三年十一月十四日社殿焼失」とある。
- (31) 定遺一八四九
- (32) 九四〜一〇三
- (33) 宗全一五卷一七一〜一八〇
- (34) 宗全一五卷一七一
- (35) 宗全一五卷一七一
- (36) 宗全一五卷一七四
- (37) 宗全一五卷一七六
- (38) 宗全一八卷二三
- (39) 宗全一五卷一七七、及び、宗全一五卷一七二・一七四も参照されたい。
- なお『昭和定本日蓮聖人遺文』は定遺、『日蓮宗々学全書』は宗全、とそれぞれ略称した。